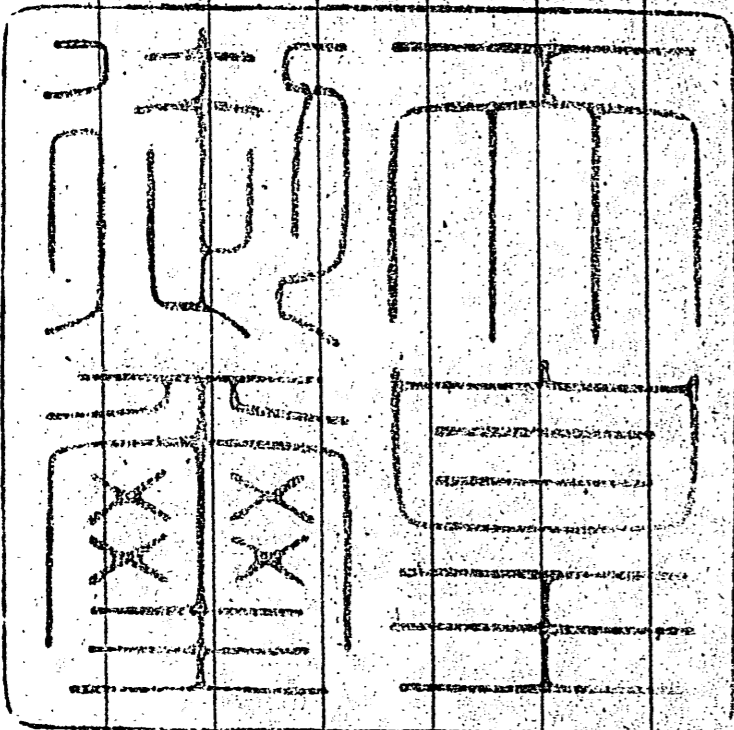


勅令 六百一號

朕は、運輸部内臨時職員設置制の  
一部を改正する等の勅令を裁可し、  
ここにこれを公布せしめる。

裕仁



内

閣

終  
運

昭和二十一年十二月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂  
運輸大臣 平塚 常次郎

勅令第六百一十号

第一條 運輸部内臨時職員設置制の一部を次のように改正する。

第一條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 臨時船員補修教育ノ事務ニ従事スル者

運輸事務官

專任一人

二級

專任一人

三級

第三條 臨時船員補修教育ノ事務ニ従事セシムル爲海務學院、高等商船學校、海技専門學院、商船學校及海員養成所ニ通ジテ左ノ職員ヲ増置ス

運輸教官

專任二十七人

二級

專任四十人

三級

運輸事務官

勅令 六百一號

専任一人

専任十七人

二級

三級

第二條 海員養成所官制の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「専任二十八人」を「専任十八人」に改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年十二月三十一日までは、運輸部内臨時職員設置制第三條の改正規定にかかわらず、二級の運輸教官<sup>は</sup>専任二十六人を以て定員とする。